

発議案第2号

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育
予算の拡充を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、30人以下学級の実現、
義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書を別紙
のとおり提出するものとする。

令和元年6月28日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 三宅 靖

提案理由

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充
を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育 予算の拡充を求める意見書

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備を行う時間を十分に確保することが不可欠です。学校現場では、不登校やいじめの深刻化、支援を必要とする子どもの多様化などの課題のほか、新学習指導要領への対応も迫られており、教職員の負担は増大し、長時間労働が社会問題になっています。この是正のため、教職員の働き方改革が進められていますが、教職員定数の改善も欠かせません。また、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、OECD諸国並みに1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

義務教育費国庫負担制度については、国の三位一体改革により、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。これにより、教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育水準格差という問題も生じています。自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもたちが一定水準の教育を受けるためには、全国すべての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を2分の1に復元する必要があります。また、学校施設の老朽化や耐震不足への対応、通学路の安全確保など、教育環境の整備に関する予算全体の拡充も求められています。

豊かな子どもの学びを保障するためには、条件整備が不可欠です。よって、国及び政府関係機関においては、令和2年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和元年6月28日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣